

被 扶 養 者 調 書

			提出年月日		令和 年 月 日	
被保険者等 記号・番号	記号		氏 名	住 所		電話番号(携帯可)
	番号					

●以下は申請される認定対象者についてご記入ください。該当するものすべて○で囲むこと。

認定対象者氏名		生 年 月 日		続柄	職業・学年	住 所
		昭和 平成	年 月 日	歳		〒
申請理由		1. 被保険者の入社 5. 雇用保険（失業手当）受給終了 2. 退職 ⇒※終了印のある雇用保険受給資格者証（両面）の写しを添付してください。 3. 収入の減少 6. 自営業の廃業 4. 結婚 7. その他（状況： ）				
今まで加入していた（いる） 医療保険制度		1. 他の健康保険・共済組合（組合名： ） 3. 国民健康保険（市区町村名： ） 2. 任意継続 ※被保険者の場合は任意継続資格喪失証明書を添付してください。 4. その他（ ） 何れかを選択してください。 1. 被保険者 2. 被扶養者				
今後認定 収入対象 者の有 無	現在または今後の収入	ある ・ ない *「ある」の場合、下記内訳欄にも記入 → （年間合計収入額 円） *「なし」の場合、非課税証明書を添付 ※提出書類の前年度分の（非）課税証明書に給与収入の記載がある場合は、退職証明書または退職日が確認できるものを添付して下さい。				
	内 訳	[]内該当するものに○をし、金額等を記入し、下記に記載の（1）収入が確認できる書類をそれぞれ添付してください。				
		給与収入[パート・アルバイト] 月額約 円 （年間 円/年間）				
		年金収入の計[老齢・障害・遺族] 月額約 円 （年間 円/年間）				
		社会保険給付[失業給付・傷病手当金・出産手当金] 日額 円 （ 年 月 日まで）				
		その他の収入[利子・配当・事業・不動産・その他（ ）] 月額約 円 （年間 円/年間）				
雇用保険の失業給付について		離職後1年以内の方、失業給付の受給を延長（中）の方は必ずし点をしてください。 ※申請理由5の方はチェック不要 □受給（権）がありません。 [理由： a. すでに受給終了 b. 雇用保険未加入 c. 加入期間不足 d. その他] □受給申請中または延長中。なお受給の際、日額が3,612円（60歳以上は5,000円）を超える場合は被扶養者異動届（減）を届出ます。 □就労する意志がないため受給手続きを行いません。 「離職票1.2」または「退職証明書※1」延長中の場合は「雇用保険受給期間延長通知書※2」の写しを添付してください。 ※1 雇用保険未加入の場合はその旨記載がある退職証明書等 ※2 出産による受給延長の場合は離職票および母子手帳の写しがあれば事後提出可				
認定対象者への送金について		認定対象者があなたと別居の場合のみ回答してください。 1ヶ月の仕送額（ 円/月） （注）仕送り額は申請対象者の年収を上回る額が必要です。 1年間の仕送額（ 円/年間） 3ヶ月以上の実績が分かる振込明細または通帳の写しを添付してください。				

●認定対象者が配偶者・子以外のときは下記にも記入して下さい。

認定対象者を 扶養する義務 のある方	氏名	続柄	月収	同居・別居	月々の援助の有無	扶養できない理由またはその状況
			万円	同 ・ 別	有（ 万円） ・ 無	
			万円	同 ・ 別	有（ 万円） ・ 無	
			万円	同 ・ 別	有（ 万円） ・ 無	
※自身の親であればあなたの兄弟姉妹等、妻の親であれば妻を含め妻の兄弟姉妹。 ※扶養義務者が認定対象者と同居の場合は、収入証明書を添付してください。						
認定対象者の配偶者の有無		1. ある 配偶者の氏名（ ） 配偶者の年収額（ 万円） ※配偶者の年収額証明書の提出が必要です 2. ない ㊦. 離婚 ㊧. 未婚 ㊨. 死別 ㊩. その他（ ）				

(1) 収入額が確認できる書類

- ①給与収入があるとき・・・直近の給与明細（3ヶ月分）または雇用契約書の写しおよび（非）課税証明書
- ②年金収入があるとき・・・直近の年金振込通知書等の写しおよび（非）課税証明書
- ③事業収入があるとき・・・確定申告書と収支内訳書の写しおよび（非）課税証明書

(2) 被扶養者申請にあたっての留意点

- ①被扶養者は、健保組合で審査を行い決定いたしますので、必ず認定されるものではありません。また、認定後も扶養事実確認のための調査（検認）を行うことがあります。
- ②申請内容によっては、追加書類の提出を求めることがあります。

※本調査書、被扶養者異動届に未記載の項目があった場合や事実と相違していることが判明した場合は、被扶養者の認定をいたしませんのでご注意ください。
※記載不備や添付書類が無い場合には被扶養者認定の判断ができませんので受付できません。
※認定後事実と相違した場合は、認定時に遡って被扶養者の資格を取り消す場合もあります。